

公益社団法人三重県獣医師会

公衆衛生部会規約

この法人の定款第42条第2項ならびに部会設置運営規程に基づき、公衆衛生部会規約を制定し、次のとおり運営する。

(目的)

第1条 この部会は、公衆衛生業務を通じ、広く県民の健康と福祉の向上に努め、会員の研修と連携を図り、もって社会的貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生学術の研鑽、研修に関する事
- (2) 食の安全・安心に関する事
- (3) 動物の愛護及び管理に関する事
- (4) 公衆衛生情報及び関係機関並びに関係団体との協調及び協働に関する事
- (5) 人獣共通感染症に関する事
- (6) その他、部会の目的に関する事

(部会員)

第3条 部会の会員（以下、「部会員」という。）は、公衆衛生業務に携わる会員、公衆衛生業務の経験を有する会員をもって部会員とする。

2 部会に入退会しようとするものは、入退会届を部会長に提出しなければならない。

(部会役員)

第4条 部会に次の部会役員を置く。

- (1) 部会役員は12名以内とする。
 - (2) 部会役員のうち、1名を部会長、1名を副部会長とする。
 - (3) 部会役員は、本会担当理事数名と各支部が推薦する会員からなる。
 - (4) 部会長は本会理事から1名、副部会長は他の部会役員から互選により1名を選任する。
 - (5) 担当理事は会長が任命し理事会の承認をもって決定する。
- 2 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 部会役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された部会役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(部会役員会)

第5条 部会役員会は、部会役員をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、部会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 役員会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。また、必要に応じ、電子会議を行うものとする。
- 4 部会長に事故ある時は、副部会長がこれにあたる。
- 5 本会会長、副会長は、必要により会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 会議の議事については、議事録を作成し、部会長は本会会長に報告しなければならない。

(部会運営費)

第 6 条 部会の運営費は、本会一般会計事業費より支出する。

(改 廃)

第 7 条 部会規約の改廃は、理事会の議決による。

(そ の 他)

第 8 条 部会運営のため、この規約に定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

附 則

この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。